

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	6
○令和3年度において徴収する国民健康 保険事業費納付金の額の算定における 知事が定める数 (国民健康保 険課)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による指定医療機関の 事業の廃止の届出 (")	7
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	7
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	7
◎宇佐漁港プレジャーボート等保管施設 の指定管理者の指定 (漁港漁場課)	7
○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	7
高知県教育委員会告示	
○県統計調査の実施(2件) (教育委員会 事務局教育 政策課)	8
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催で きる施設)の一部改正 (3・11揭示)	9
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数 (3・12揭示)	9
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	9

◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に
おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数
(") 9

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第13号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

「

CNC三次元測定装置	1台	1時間につき1,760円
走査型プローブ顕微鏡	1台	1時間につき6,680円

」

を
「

CNC三次元測定装置	1台	1時間につき1,760円
------------	----	--------------

」

に、「2,000円」を「950円」に、

「

振動試験装置	1台	1時間につき2,270円
--------	----	--------------

」

を
「

振動試験装置	1台	1時間につき2,270円
可搬型X線残留応力測定装置	1台	1時間につき1,440円

」

に改め、同表分析機器の項中「2,120円」を「1,770円」に、

「

クロマトグラフィシステム	1台	1時間につき3,460円
全自動高速アミノ酸分析装置	1台	1時間につき2,000円

」

を
「

クロマトグラフィシステム	1台	1時間につき3,460円
--------------	----	--------------

」

に、
「

脂肪酸分析装置	1台	1時間につき1,890円
---------	----	--------------

」

自動細菌同定検査装置	1台	1時間につき1,420円
------------	----	--------------

を
「

脂肪酸分析装置	1台	1時間につき1,890円
---------	----	--------------

」

に、
「

嗜好的機能特性評価システム	1台	1時間につき2,390円
---------------	----	--------------

」

を
「

嗜好的機能特性評価システム	1台	1時間につき2,390円
ポータブル画像解析装置	1台	1時間につき790円

」

に改め、同表加工機器の項中

「

電気炉	1台	1日につき2,160円
蒸気ボイラー	1台	4時間につき1,620円

」

を
「

電気炉	1台	1日につき2,160円
-----	----	-------------

」

に、
「

超低温フリーザー	1台	1日につき1,850円
超低温恒温恒湿器	1台	1日につき2,000円
高速冷却遠心機	1台	1時間につき2,640円

」

を
「

超低温恒温恒湿器	1台	1日につき2,000円
----------	----	-------------

」

に、
「

ハンドシール機	1台	1時間につき1,930円
連続式遠心分離機	1台	1時間につき5,700円

」

を

「

ハンドシール機	1台	1時間につき1,930円
---------	----	--------------

」

に、

「

高温電気炉	1台	1日につき3,060円
-------	----	-------------

」

を

「

高温電気炉	1台	1日につき3,060円
自動ガス真空包装機	1台	1時間につき470円
缶詰巻締め機	1台	1時間につき760円
ガス置換カップシーラー	1台	1時間につき630円
高速大容量冷却遠心機	1台	1時間につき840円

」

に改める。
別表第2機械金属材料試験の項中

「

動的粘弾性測定試験	1試料	6,410円
-----------	-----	--------

」

を

「

動的粘弾性測定試験	1試料	6,410円
残留応力試験	1試料	4,540円

」

に改め、同表窯業材料試験の項中

「

走査電子顕微鏡組織写真 (高分解能)	1試料	16,240円
走査型プローブ顕微鏡試験	1試料	1項目につき11,270円

」

を

「

走査電子顕微鏡組織写真 (高分解能)	1試料	16,240円
-----------------------	-----	---------

」

に改める。
別記第3号様式、別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第9号様式中「☒」を削る。
別記第10号様式中「Ⓜ」を削る。

別記第11号様式中「☒」を削る。
別記第12号様式中「Ⓜ」を削る。
別記第13号様式、別記第15号様式及び別記第17号様式中「☒」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 旧規則別記様式は、この規則による改正後の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第14号**

**高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1原料処理機器の項中

「

|          |    |            |
|----------|----|------------|
| スクリーン    | 1台 | 1時間につき650円 |
| セントリクリーナ | 1台 | 1時間につき620円 |

」

を

「

|       |    |            |
|-------|----|------------|
| スクリーン | 1台 | 1時間につき650円 |
|-------|----|------------|

」

に、

「

|             |    |              |
|-------------|----|--------------|
| SDRラボリファイナー | 1台 | 1時間につき4,340円 |
|-------------|----|--------------|

」

を

「

|             |    |              |
|-------------|----|--------------|
| SDRラボリファイナー | 1台 | 1時間につき4,340円 |
| パルパー        | 1台 | 1時間につき2,000円 |
| DDR         | 1台 | 1時間につき4,340円 |

」

に改め、同表試験機器の項中

「

|             |    |            |
|-------------|----|------------|
| フラジール通気度試験機 | 1台 | 1時間につき480円 |
| 偏光顕微鏡       | 1台 | 1時間につき610円 |

」

を「

|             |    |            |
|-------------|----|------------|
| フラジール通気度試験機 | 1台 | 1時間につき480円 |
|-------------|----|------------|

」

に、「

|         |    |              |
|---------|----|--------------|
| 横型引張試験機 | 1台 | 1時間につき650円   |
| 白色度計    | 1台 | 1時間につき620円   |
| 印刷適性試験機 | 1台 | 1時間につき1,470円 |

」

を「

|      |    |            |
|------|----|------------|
| 白色度計 | 1台 | 1時間につき620円 |
|------|----|------------|

」

に、「

|            |    |            |
|------------|----|------------|
| ガス透過率測定装置  | 1台 | 1時間につき870円 |
| イメージアナライザー | 1台 | 1時間につき690円 |
| 織物摩耗試験機    | 1台 | 1時間につき860円 |
| 落下衝撃試験装置   | 1台 | 1時間につき930円 |

」

を「

|         |    |            |
|---------|----|------------|
| 織物摩耗試験機 | 1台 | 1時間につき860円 |
|---------|----|------------|

」

に、「耐候性試験機加温システム」を「耐候性試験機加湿システム」に改め、同表抄紙加工機の項

中「

|         |    |            |
|---------|----|------------|
| レーザー加工機 | 1台 | 1時間につき780円 |
|---------|----|------------|

」

を「

|           |    |              |
|-----------|----|--------------|
| スリッター（細幅） | 1台 | 1時間につき1,500円 |
| レーザー加工機   | 1台 | 1時間につき780円   |

」

|      |    |            |
|------|----|------------|
| 織り機  | 1台 | 1時間につき420円 |
| 撚糸装置 | 1台 | 1時間につき420円 |

に改め、同表分析機器の項中

「

|                |    |              |
|----------------|----|--------------|
| 高速液体クロマトグラフ    | 1台 | 1時間につき860円   |
| ガスクロマトグラフ      | 1台 | 1時間につき770円   |
| I C P 発光分析装置   | 1台 | 1時間につき3,560円 |
| 全有機炭素分析計       | 1台 | 1時間につき910円   |
| 熱分析装置          | 1台 | 1時間につき950円   |
| 分光光度計          | 1台 | 1時間につき1,060円 |
| イオンクロマトグラフシステム | 1台 | 1時間につき1,800円 |

」

に、「

|       |    |              |
|-------|----|--------------|
| 熱分析装置 | 1台 | 1時間につき950円   |
| 分光光度計 | 1台 | 1時間につき1,060円 |

」

に改める。  
別表第2 定量分析の項中

「

|                 |  |                           |
|-----------------|--|---------------------------|
| 複雑なもの           |  | 1件（指定成分1成分）<br>につき26,610円 |
| イオンクロマトグラフによるもの |  | 1件につき9,450円               |

」

を「

|       |  |                           |
|-------|--|---------------------------|
| 複雑なもの |  | 1件（指定成分1成分）<br>につき26,610円 |
|-------|--|---------------------------|

」

に改め、同表物理化学試験の項中

「

|           |    |        |
|-----------|----|--------|
| 段ボールの物理試験 | 1件 | 1,900円 |
|-----------|----|--------|

」

|          |      |        |
|----------|------|--------|
| さらし率試験   | 1 試料 | 3,440円 |
| 繊維相対粘度試験 | 1 試料 | 4,930円 |

を

|           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| 段ボールの物理試験 | 1 件 | 1,900円 |
|-----------|-----|--------|

に、

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| サイズ度試験  | 1 試料 | 1,500円 |
| きょう雑物試験 | 1 試料 | 1,710円 |

を

|        |      |        |
|--------|------|--------|
| サイズ度試験 | 1 試料 | 1,500円 |
|--------|------|--------|

に、

|        |     |                                                                                                  |
|--------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 褪色度試験  | 1 件 | 1 時間までにつき1,080円（加湿によるもの場合は、1時間までにつき940円を加算する。）<br>（1時間を超える場合は、1時間につき190円（加湿によるもの場合は、230円）を加算する。） |
| 印刷適性試験 | 1 件 | 3,180円                                                                                           |

を

|       |     |                                                                                                  |
|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 褪色度試験 | 1 件 | 1 時間までにつき1,080円（加湿によるもの場合は、1時間までにつき940円を加算する。）<br>（1時間を超える場合は、1時間につき190円（加湿によるもの場合は、230円）を加算する。） |
|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

に、

|             |     |                                              |
|-------------|-----|----------------------------------------------|
| 不織布地合測定試験   | 1 件 | 2,050円                                       |
| ガス透過率測定試験   | 1 件 | 3,930円                                       |
| 恒温恒湿槽試料処理試験 | 1 件 | 1 時間までにつき1,430円（1時間を超える場合は、1時間につき590円を加算する。） |
| 落下衝撃試験      | 1 件 | 4,470円                                       |

を

|             |     |                                              |
|-------------|-----|----------------------------------------------|
| 恒温恒湿槽試料処理試験 | 1 件 | 1 時間までにつき1,430円（1時間を超える場合は、1時間につき590円を加算する。） |
|-------------|-----|----------------------------------------------|

に改め、同表原料処理試験の項中

|        |     |                  |
|--------|-----|------------------|
| 紙料調整試験 | 1 台 | 1 キログラムにつき1,660円 |
|--------|-----|------------------|

を

|                |           |                                              |                                                                         |
|----------------|-----------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| パッチ式紙料調製機による試験 | 1 件       | 1 時間までにつき3,980円（1時間を超える場合は、1時間につき580円を加算する。） |                                                                         |
| 連続式紙料調整機による試験  | パルパーによるもの | 1 件                                          | 3,800円                                                                  |
|                | DDRによるもの  | 1 件                                          | 1 時間までにつき11,760円（1時間を超える場合は、1時間につき8,640円（特殊組立式刃物への交換の場合は、9,420円）を加算する。） |

に改め、同表製造試験の項中

|                      |      |         |
|----------------------|------|---------|
| メルトブロー不織布製造装置による製造試験 | 1 時間 | 26,380円 |
|----------------------|------|---------|

を

|                           |      |                                                |
|---------------------------|------|------------------------------------------------|
| 「<br>メルトブロー不織布製造装置による製造試験 | 1 時間 | 26,380円                                        |
| 織り機による製造試験                | 1 件  | 1 時間までにつき1,580円（1 時間を超える場合は、1 時間につき380円を加算する。） |

に改め、同表加工試験の項中

|                     |      |        |
|---------------------|------|--------|
| 「<br>レーザー加工機による加工試験 | 1 時間 | 6,870円 |
|---------------------|------|--------|

を

|                       |      |                                                  |
|-----------------------|------|--------------------------------------------------|
| 「<br>スリッター（細幅）による加工試験 | 1 件  | 1 時間までにつき4,220円（1 時間を超える場合は、1 時間につき1,090円を加算する。） |
| レーザー加工機による加工試験        | 1 時間 | 6,870円                                           |
| 「<br>糸装置による加工試験       | 1 時間 | 1 時間までにつき2,390円（1 時間を超える場合は、1 時間につき390円を加算する。）   |

に改める。

- 別記第2号様式及び別記第6号様式中「」を削る。
- 別記第7号様式中「」を削る。
- 別記第8号様式中「」を削る。
- 別記第9号様式中「」を削る。
- 別記第10号様式中「」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 旧規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

**高知県告示第205号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限

森 澤 病 院 安芸市本町二丁目13 令3・3・ 令6・3・  
-32 20 19

**高知県告示第206号**

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により令和3年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおとする。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

|                                                                  |                 |
|------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 条例第9条第1項に規定する算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数                                | 1               |
| 条例第11条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数         | 0.7802007685752 |
| 算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数                                          | 0.8834191352840 |
| 条例第15条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数 | 0.7925678997709 |
| 算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数                                  | 0.9999999962748 |
| 条例第19条に規定する算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数                              | 0.8000931794046 |

|                                                                                                                             |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数                                                                                                 | 0.99999984272 |
| 条例第14条に規定する算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数、条例第18条に規定する算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び条例第22条に規定する算定政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数 | 0.7           |

**高知県告示第207号**

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
西川歯科診療所 南国市物部1512番地 令3・1・31

**高知県告示第208号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
西川歯科診療所 南国市物部1512番地 令3・1・31

**高知県告示第209号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

佐喜浜町加入区  
椎名加入区  
三津加入区  
高岡加入区  
室戸岬加入区  
室戸加入区

加領郷加入区  
安田町加入区  
穴内加入区  
御畳瀬加入区  
高知市加入区  
春野町加入区  
新居加入区  
宇佐加入区  
久通加入区  
須崎釣加入区  
久礼加入区  
佐賀町加入区  
下田加入区  
以布利加入区  
窪津加入区  
清水加入区  
藻津加入区

**高知県告示第210号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成29年3月高知県告示第210号、平成29年3月高知県告示第211号、平成29年3月高知県告示第212号、平成29年3月高知県告示第213号、平成29年3月高知県告示第214号、平成29年3月高知県告示第215号、平成29年3月高知県告示第216号、平成29年3月高知県告示第217号、平成29年3月高知県告示第218号、平成29年3月高知県告示第219号、平成29年3月高知県告示第220号、平成29年3月高知県告示第221号、平成29年3月高知県告示第222号、平成29年3月高知県告示第223号、平成29年3月高知県告示第224号、平成29年3月高知県告示第225号、平成29年3月高知県告示第226号、平成29年3月高知県告示第227号、平成29年3月高知県告示第228号、平成29年3月高知県告示第229号、平成29年3月高知県告示第230号、平成29年3月高知県告示第231号、平成29年3月高知県告示第235号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和3年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

佐喜浜町加入区  
椎名加入区  
三津加入区  
高岡加入区  
室戸岬加入区  
室戸加入区  
加領郷加入区  
安田町加入区

穴内加入区  
御畳瀬加入区  
高知市加入区  
春野町加入区  
新居加入区  
宇佐加入区  
久通加入区  
須崎釣加入区  
久礼加入区  
佐賀町加入区  
下田加入区  
以布利加入区  
窪津加入区  
清水加入区  
藻津加入区

**高知県告示第211号**

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたため、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称  
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市本町一丁目6番21号  
高知県漁業協同組合
- 指定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**高知県告示第212号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月23日

高知県知事 濱田 省司

| 箇所番号       | 区域の名称 | 区域の所在地                               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|-------|--------------------------------------|---------------------|
| 484 - 2280 | 西葛川   | 愛媛県北宇和郡松野町大字吉野及び高知県四万十市西土佐（別紙図面のとおり） | 土石流                 |

-----  
**教 育 委 員 会 告 示**  
 -----

**高知県教育委員会告示第2号**

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年3月23日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 調査の名称  
高知県公立中学校特別支援学級の進路状況調査
- 2 調査の目的  
県内の公立の中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する生徒の卒業後の進路状況を把握し、現状及び課題を共有するとともに、今後の施策を検討するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
学校
  - (3) 属性  
公立の中学校及び義務教育学校
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項  
特別支援学級に在籍していた卒業生の進路先別の人数
  - (2) その基準となる期日  
毎年3月末日
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
約150校
  - (2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が市町村の教育委員会を經由して報告を求める。
  - (2) 調査方法  
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
  - (1) 調査の周期  
1年
  - (2) 調査の実施期間  
毎年3月下旬から4月下旬まで

**高知県教育委員会告示第3号**

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成

21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年3月23日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 調査の名称  
高知県国公立特別支援学校中学部、高等部卒業生の進路状況調査
- 2 調査の目的  
県内の国立及び公立の特別支援学校（高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の規定により県立の特別支援学校に置かれた分校を含む。以下同じ。）の中学部及び高等部に在籍する生徒の卒業後の進路状況を把握し、現状及び課題を共有するとともに、今後の施策を検討するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
学校
  - (3) 属性  
国立及び公立の特別支援学校（中学部及び高等部を置くものに限る。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 調査票1
      - (ア) 基本情報
      - (イ) 卒業後の進路先の状況
    - イ 調査票2
      - (ア) 基本情報
      - (イ) 卒業後に希望する進路先の状況
  - (2) その基準となる期日  
毎年3月末日
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
15校
  - (2) 選定方法  
県が作成したリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。
  - (2) 調査方法  
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
  - (1) 調査の周期  
1年
  - (2) 調査の実施期間

毎年3月下旬から5月下旬まで



-----  
選挙管理委員会告示  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第12号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和3年3月11日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

|   |       |                     |   |
|---|-------|---------------------|---|
| 〃 | 三崎保育園 | 土佐清水市三崎浦四丁目5<br>- 1 | 〃 |
|---|-------|---------------------|---|

を削る。

**高知県選挙管理委員会告示第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の5分の1の数は、12,047人である。

令和3年3月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第14号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,055人である。

令和3年3月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

**高知県選挙管理委員会告示第15号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月12日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 91,964人 |
| 室戸市・東洋町選挙区              | 4,558人  |
| 安芸市・芸西村選挙区              | 6,004人  |
| 南国市選挙区                  | 13,154人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,598人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,023人  |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区          | 7,641人  |
| 土佐清水市選挙区                | 3,922人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,528人  |
| 香南市選挙区                  | 9,296人  |
| 香美市選挙区                  | 7,438人  |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 3,081人  |
| 長岡郡・土佐郡選挙区              | 3,276人  |
| 吾川郡選挙区                  | 8,073人  |
| 中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区    | 9,367人  |
| 佐川町・越知町・日高村選挙区          | 6,671人  |
| 黒潮町選挙区                  | 3,187人  |